

## ADR 調停人候補者養成研修受講案内 2024 年 5 月 VOD 研修②

研修の概要	<p>2024 年 5 月の ADR 調停人候補者養成研修は VOD による研修を実施します。該当の VOD を視聴後、効果測定（本資料 2 枚目）の問題を解き、下記の Google フォームより解答を送付ください。効果測定において、8 割以上の正答でその他法律科目 4 時間の単位を付与いたします。</p>
実施期間	<p>2024 年 5 月 1 日（水）～5 月 31 日（金）                  ※効果測定の提出は 5 月 31 日（金）23 時 59 分を締め切りとします。</p>
申込方法	<p>事前の申込は不要です。                  効果測定の提出をもって受講申込とさせていただきます。</p>
受講講座名	<p>日本行政書士会連合会 中央研修所 研修サイト                  &lt;行政書士のための基礎法律研修&gt;行政書士のための刑事訴訟法</p>
講座の視聴方法	<p>日本行政書士会連合会 中央研修所 研修サイト (<a href="https://gyosei.informationstar.jp/">https://gyosei.informationstar.jp/</a>) にログインし、左部のメニューのより「講座一覧」→「日本行政書士会連合会主催講座」→「基礎研修」→「行政書士のための基礎法律研修」→「&lt;行政書士のための基礎法律研修&gt;行政書士のための刑事訴訟法」を選択し、それぞれ資料をダウンロードのうえ視聴ください。</p>
取得単位	<p>その他法律科目：4 時間                  ※効果測定を実施期間内に提出し、8 割以上正答した受講者に付与します。</p>
効果測定の提出	<p>本資料 2 枚目の効果測定を解き、下記の URL 又は QR コードより Google フォームにアクセスし、必要事項と解答を記入のうえ、送信ください。</p> <p>【Google フォーム URL】</p> <p><a href="https://forms.gle/k77io3URjWTyQGen6">https://forms.gle/k77io3URjWTyQGen6</a></p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>正答は Google フォーム送信後、記載のメールアドレスに自動送信される メール中の「スコアを表示」よりご確認ください。また、単位付与の連絡 について、個別に通知いたしませんのでご容赦願います。</p> <p>※原則は上記 Google フォームにて解答をお願いしていますが、どうしても Google フォームで解答できない方に限り、メールで提出することを可とします。下記メールアドレスに必要事項（①氏名、②メールアドレス、③登録番号（8 桁）、④会員番号（4 桁））を記載の上、本紙を PDF 等で添付して送付ください。宛先：<a href="mailto:koukasokutei@adr-gyouseisyoshi.org">koukasokutei@adr-gyouseisyoshi.org</a> 尚、質問等もちこのメールアドレスへご連絡ください（本会事務局への問い合わせはお控えください）。</p>

## 効果測定問題

2024年5月実施 日行連VOD

<行政書士のための基礎法律研修>行政書士のための刑事訴訟法

以下の各問題について、内容が正しいものについては○を、誤っているものには×と解答してください。解答は、Google フォームにて提出してください。なお、VODの内容、講義テキスト（レジュメ）や条文等の参照可です。

1. 刑事事件と民事事件では扱われる対象が異なり、民事事件よりも刑事事件の方が公益性の高い事件を扱う。
2. 刑事訴訟法の目的として真相解明と人権保障があるが、両者の調和点が見いだせないときには、真相解明を優先させるべきである。
3. 捜査は原則として任意捜査で行うべきであり、任意捜査とは、強制処分によらない捜査のことである。
4. 被疑者の勾留期間は、原則として、検察官が勾留の請求をした日から10日であり、10日より短期の勾留状を発することはできないとされている。
5. 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者を逮捕する場合において、常に令状がないと差押捜索又は検証をすることができない。
6. 現行法は、起訴法定主義ではなく、犯罪の嫌疑と訴訟条件が備わっているが訴追の必要がないときに検察官の裁量により不起訴とすることを認める起訴便宜主義を採っている。
7. 公訴の提起は、検察官が裁判所に起訴状を提出して行う。この際起訴状のほかに証拠も提出する。
8. 公判手続きは冒頭手続、証拠調手続、弁論手続、判決からなり、冒頭手続きは、人定質問、起訴状朗読、権利告知、被告人・弁護人の陳述の四つの手続からなる。
9. 有罪判決は、『犯罪の証明があつたとき』に言い渡される。被告事件が罪とならないとき、又は被告事件について犯罪の証明がないときには、無罪の判決をしなければならない。
10. 上訴の期間は、控訴・上告の場合には裁判告知日から15日である。